

2021年1月27日 千葉大学アカデミック・リンク・センター  
第4回 ALPS セミナー 著作権法改正は大学教育に何をもちたらずか  
—授業目的公衆送信補償金制度の本格実施に向けて—  
参加者アンケート（オンライン：Zoom）

当日参加者数：388名 アンケート提出数：156件

-----  
本セミナーについて、参加者の皆様から寄せられたご意見・ご感想を以下に掲載いたします。なお、原則原文のまま掲載しておりますが、個人名・組織名が特定できないよう事務局で若干の調整をおこなっておりますことをご了承ください。

**1. 本日のセミナーで、よくわかったこと、新しい発見などがあればお書きください。**

- ・概要がよくわかりました。キャッチアップ出来ました。くわしくは運用指針を見ます。
- ・関係者フォーラムにおける審議動向や、講師のお考えになる今後の図書館の在り方など、お伺いすることができ、大変参考になりました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の概要について、理解が深まった。
- ・最新の情報をキャッチアップできていなかったのが、今回のセミナーは大変参考になった。
- ・著作権改正の経緯について丁寧に説明いただけました
- ・著作物の授業での具体的な利用方法
- ・授業目的公衆送信補償金制度について難しいところもあったが、大学においてどのようなケースは大丈夫なのかある程度理解できた。
- ・授業で使用する他人の著作物について、所属機関でまとめて手続きができるかと理解できた。
- ・公衆送信補償制度への理解につながった。
- ・著作権法改正について少し理解できた。個々の判断と責任を持った行動が大事だと思いました。
- ・最後の「文化的所産の公正な利用」と「著作権者等の権利の保護」のバランスという点は、重要な指摘だと思いました。著作権に配慮して、、、と何でも禁止する方向に向かわないように、とあらためて意識なおしました。
- ・著作権の権利制限の流れ、概要。どのような考えで著作物を授業に利用したら良いかイメージが湧いた。
- ・図書館が本法改正にどう関わるべきか、そのスタンス、学ばせていただきました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度が4月から実施され、それに伴う調査等が行われること
- ・授業外での学生対応が主な業務であるが（多くの業務が授業外と想定される）、授業と想定できるものもあるため、補償金制度の本格的開始に向けて、どう解釈すべきか分かっていなかったを整理できた。ともかく運用指針を読み、理解することが大事であると思った。
- ・使用する際、判断する上での基本的な考え方がわかって、大変参考になりました。
- ・公衆送信補助金について恥ずかしながら初めて分かりました
- ・LMS 上にある著作物について、過年度の利用は対象の範囲外であったことは、新しい発見であり、気を付けるべきことだと思いました。また、あらゆる著作物が補償制度の対象となることが分かり、安心しました。
- ・LMS に掲載した資料について当該授業の年度を超える利用は授業という範囲に含まれないため削除する必要がある点などについてあらためて意識することができた。
- ・全体的な方針、概要を理解することができました。有難うございます。
- ・これまでのアナウンス等でぼんやり理解していたことが、はっきりわかりました。おおむね著作権法の趣旨にのっとった対応ができると思います。
- ・著作物の利用範囲はケース・バイ・ケースであるが、だいたいの範囲がわかった。
- ・作品をつくった著作者側と教育者側のバランスが重要であり、大切なのは学習を受ける立場の人のために教育者側が合理的な説明をできるようにしておくことが必要だと考えた。

- ・オンライン授業等でどこまでが可能なのかなど確認できた。
  - ・数値的な指針がない中で、必要と認められる限度と権利者の利益を不当に害さない範囲の考え方が理解できたと思います。
  - ・関連する著作権の関する知識を得られました。
  - ・法改正についての概要と考え方
  - ・本制度についての概要や未定（検討中）事項がよくわかりました。
  - ・LMS上に置く著作物の管理について大変勉強になりました。
  - ・当たり前のことではありますが、運用指針がやはりベースになることが改めて分かりましたので、再度確認したいと思います。
  - ・今後、大学教育の中でオンライン授業が一定の割合を占め続けることが確実な中、補償金制度はその基盤になることが理解できました。
  - ・授業目的公衆送信補償金制度の適用となるか否かについて、分かりやすくご説明いただけまして、大変助かりました。
  - ・令和3年からは授業目的公衆送信補償金が発生すること
  - ・著作権についての学びがブラッシュアップできました。
  - ・大学生年間720円という金額がわかってよかった
  - ・著作権法改正について、授業目的公衆送信保証金制度の事項がわかりました。
  - ・授業目的公衆送信補償金制度などについては、まだわからないことが多かったので、今回のセミナーは非常にためになりました。
  - ・著作権改正に関わる情報のアップデートができた。
  - ・国内外問わずあらゆる著作物が対象であるということ
  - ・利用者利益と著作権者利益のバランスという考え方、図書館の新しい役割が、デジタルコンテンツの利用というのは驚きでした。
  - ・「必要と認められる限度」と「著作権者の利益を不当に害する」ということのバランスの重要性
  - ・制度の概要について、より詳しく、趣旨や意義、考え方を認識することができた
  - ・質疑応答中に、講師がご自身の一人称で回答されている内容を拝見して、誰かに利用基準を決めてもらうのではなく利用者個人が著作物を利用することの意味を考えなければならぬと改めて感じました。
- 映画の著作物は特別厳しいと聞いていましたが、授業利用という範囲内で利用者の良識ある判断において、ありとあらゆる著作物が対象ということも新しい発見です。
- ・制度の主旨や検討の経緯が、非常にわかりやすかった。
  - ・授業目的公衆送信保証金制度の存在そのものについて。
  - ・法改正が難しい中、オンライン授業の普及により、現代に即した35条が改正されたこと。
  - ・著作権は、著作者への敬意に基づき、教材として使用する際も、使用者の説明責任が伴うことを確認した。また、web上の著作物も使用範囲に入り、引用を伴うオンデマンド教材の著作権は、年度で考えることを知った。
  - ・対象となる学生が授業年度を超えて、その科目の著作物を利用することは認められないこと、理解できました。質疑にもありましたが、下位学年で学習したLMSにある内容を、高位学年になってから復習に利用できないこと、学修者支援の視点では、何とか変更できないかと考えました。
  - ・指針を読んでも読んでも使用範囲の細かい点等について書いていないことについて「現時点では決まっていな」「先例を積み上げていく中で数的な許容範囲が変わってくるかもしれない」ということがわかって安心しました。（自分が大きく見落としているわけではないことがわかってよかったです）そのうえで、「使用する側がき

ちんとどうして必要なのか説明できること」「法の趣旨に照らして文化的発展のための必要なバランスを考えること」など自分で考える方針を示していただけたのがよかったです。

- ・著作権法改正後の資料の扱いについて、よくわかりました
  - ・35条についてもご丁寧な説明をいただき、特に「必要と認められる限度」はその線引きがよく理解できました。
  - ・一番重要なポイントは、著作物を使用するにあたっての説明が十分に出来るかどうかだと思った。また、このコロナでのオンライン授業を機に、デジタル化の推進、デジタル化にあたってのリソースの精査が必要だと改めて感じた。
  - ・改正著作権法第35条の運用のあらましについてよく理解できた。質疑応答を通じてより理解が深まった。ありがとうございました。
  - ・オンライン授業上での著作権の適用基準
  - ・授業の質向上が期待でき、そのためには、教員と図書館の意識改革こそが重要と再認識できました。
  - ・著作権使用料を一括で徴収することのメリットがわかりました。明確な指針ができることで、安心して著作物を利用することができるようになり、著作権者の権利も同時に守られることに意義があると思いました。
- また、オンデマンド授業の取り扱いも理解できました。
- ・著作権法改正の考え方、まだ改訂途中で議論が分かれている現状がわかりました。大変勉強になりました。と同時に、法的な考え方と、現場の感覚のズレは変わらず大きく、ぜひその辺りを埋めて、広く関係者のコンセンサスを得てほしいです。
  - ・著作権法は「文化的所産の公正な利用」と「権利者等の権利の保護」のバランスに留意している。こと
  - ・著作権法第35条の内容と、「補償金制度」の開始によって、著作権処理を考慮するがために教材作成意欲、手間をかけるだけのマンパワーなどのハードルがあった教員側の物理的・精神的負担が軽減され、授業内容の向上によって学習者の積極的な学びが促進されることに期待したい。
  - ・改正著作権法第35条により、様々な情報コンテンツが授業に活かされ、より質の高い教育がなされることになること。ただ、運用当初は、対象、対象外でしばらく混乱することであろう。
  - ・補償金制度の基本的な考えかた、運用指針で明らかになっていることや今後の方向性について、よく理解できました。
  - ・著作権法改正の趣旨や要点など、文書からは容易には読み取れない、行間のニュアンスやポイントがわかりました。
  - ・著作権法は「文化的所産の公正な利用」と「権利者等の権利の保護」のバランスに留意していることについて、全くそのとおりだと思います。つい利用者の都合のよい解釈で利用しがちなので、利用者に啓発していくことが大切だと思います。
  - ・当該制度を補完するためのライセンス制度が検討されていること。
  - ・1) 今回の指針では、あえて「個別事例と状況に応じて」臨機応変に判断する余地を残している（「ケースバイケース」で解釈する余地がある）
  - 2) …ということは、我々教育関係者が「良識の範囲内で」「節度をもって」【各自が自分のあたまで考えて】判断する必要があるということがよくわかりました。
  - ・我々教育関係者（特に教員）は、個別の「ケースごとの判断を【誰かに聞いたがる（誰かに決めてもらう）】」のではなく、「ケースごとの判断を指針をみながら各自が考え、各自で責任をもってする覚悟」を持つことが非常に重要です。
  - ・（※メディア授業でどのような利用ケースが生じてくるか、未だ分からない段階で「ケースで縛るガイドライン」あるいは「ページ数や回数などの明確な基準を示す」のは危険ですし、今後十分なケースが集まってから基

準を決めていくというフォーラムの判断がよく分かりました。「今から基準を誰かに決めてもらう」のは「未来のケースを今から縛る」ことになりかねませんので、教育現場の者として賛成です。）

…そういう意味でも「質疑応答」が非常に有用で勉強になりました。「権利者の権利」と「教育利用の自由」両方を守るという考え方の基本指針を理解したうえで、各自の「見識」が重要であることがよく分かりました。ありがとうございます。

・授業目的公衆送信補償金制度に関して、概要についてはあらかじめ知っていましたが、その背景や従来との違い等詳しい内容まで知ることができました。特に「必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害するか」という点については、定性的なものであるため詳細をご説明いただきより理解を深めることができました。権利者への分配のための利用状況の調査方法等、検討中の事項もあるようですので、今後の動向にも注視していきたいと思います。本日は、貴重なお話をいただきありがとうございました。

・オンライン授業の現状から説明していただけたので、流れが分かりやすかったです。

・「授業目的公衆送信補償金制度」についての理解を深めることができました。ありがとうございました。

図書館員には教務(授業運営)に関わる仕事を、教務と授業開発の職員には著作権を学ばせる必要がありますね。

・今回の改正によって、権限制限の対象となったものがわかりました。スタジオ型オンライン授業における公衆送信(同時送信)だけでなくオンデマンド型授業における公衆送信(異時送信)も対象となること。また、国内外のあらゆる著作物が対象となることがわかりました。

・授業目的公衆送信補償金制度の詳細やこれまでの経緯などについて、より理解することができました。

・授業目的公衆送信補償金制度の概要と授業の関係について、端的にご紹介いただきありがとうございました。

・概要を把握することはできたと思います。

・今まで対面授業でしてきたことを補償金を払う事で全てLMS等で実現できる、と単純に考えてはいけないことがわかった。これまでの対面授業での資料の使い方についても、目的に合った適切な使用方法か、権利者の利益を不当に侵害していないか、を考えるよい機会になると思う。

・運用指針に示された内容の検討過程や、「必要と認められる限度」の将来的な数値化についても実際に関係者フォーラムにて検討されたという裏話をお聞きすることができたのはとても有意義でした。

・LMS オンデマンド教材が対象となるが、その期限が年度単位となることは要注意かとわかりました。

・大変参考になりました。

・包括的な契約の具体的な内容について

・著作権に関する思い込みや、現在も日々扱いが変化していることを学びました。

・資料を読んでいるだけではなかなか理解しきれていなかった授業目的公衆送信補償金制度の基本的な考え方を理解することができたと思う。

・授業目的公衆送信補償金制度について、よく理解できました。

・法改正で変更になった部分、それまでも大丈夫だった部分、こういう場合は?、のような、様々な例を挙げての説明があり、とても分かりやすかったです。これまでも何度か同様の内容の講演を聞きましたが、一番わかりやすかったように感じました。

・●オンデマンド型授業でも認めれること●「授業のために必要かどうか」は、授業担当者が判断するものであり、万が一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うことになること●授業で使用しないが読んでおく参考にある文献の紹介に際し、タイトル、著者、出版社を示せば足りるような場合に、全文を複製・公衆送信することは必要性があるとは言い難いこと

・国の方でも情勢に合わせて急ピッチで法改正等を対応していただけたことがわかりました。

・「改正著作権法第35条運用指針令和3年度版」について、追加情報を入れて改訂を進める予定があることがわ

かり、貴重な情報でした。

- ・2020 年度大学図書館シンポジウムでお聞きした内容を更に詳しく聞くことができました。有難うございました。
- ・条文を読めばわかるような、つまらない質問する者が多いことに驚いた。最低限（著作権法）のことを理解していない教員が多い。
- ・公衆補償金制度で、できることできないことが明確となりました。
- ・著作権法の改正点について明らかになった。これまでの著作者と教育期間関係者との利害調整について歴史がわかった。
- ・「授業目的公衆送信補償金制度」に対して、図書館職員が関わっていくかどうか迷いがありましたが、”著作物の利用に精通している図書館”が関わるることについての講師のお言葉に、背中を押していただきました。ありがとうございました。また、早稲田大学様がオンライン授業に関する調査結果を公表されていたことを知りました。参考にさせていただこうと思います。
- ・使用者、権利者間での対立が生じた場合の判断基準の考え方がわかったこと、運用指針に従っても最終的には権利者の判断に委ねられる部分もあるため、あくまで「侵害しない『可能性が高い』」とまでしか言えないこと。利用者の立場からの著作権の考え方がよくわかった。
- ・今回の制度の内容が理解できました。
- ・12月に公開されたガイドラインは何が更新されたかよく分からなかったが、説明を聞いてよく理解ができたこと。
- ・他大学の学生がコロナ禍でオンライン授業についてどのように受け止めているか知りたかったので大変参考になりました。
- ・履修期間終了後のコンテンツは、LMS等から削除すべきなのですね。このあたり、あまり考えが及んでいませんでした。
- ・授業目的公衆送信に関して利用可能な著作物が、「国内外のあらゆる著作物」であるということが明確になったことは有益でした。
- ・著作権者の権利と利用の際のハードルを下げる仕組みとして、35条が改正され、利用者と権利者が敵対する関係ではなく、お互いに教育効果を高め、文化の発展に寄与するために共に歩みましょうという合意ができ始めたというのはとてもすごい進歩だと改めて感じました。
- ・改めて「必要と認められる限度」は、授業担当者が説明責任を負う事を認識しました。
- ・運用指針等におけるポイントをわかりやすく解説いただいたと思います。
- ・改めて「授業で必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害しない範囲」は個々のケースごとに考えるしかないことを確認しました。
- ・著作権法、公正利用と権利者保護のバランス、時代状況によりこのバランスが変化することに気づきました。
- ・著作権の活用法、著作権関連担当部署として「学内組織としての図書館の役割」
- ・資料の全部利用について、整理できました。
- ・著作権法の改正点について理解できました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の内容と制度ができるまでの経緯がよくわかりました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度があくまで「授業目的」であるため、この制度では『年度をまたいだ著作物が転載された資料のオンデマンド利用』は認められない、というのが今回新たに認識したことです。
- ・説明がわかりやすく資料も丁寧にまとまっていた。
- ・「補償金制度を補完するライセンス制度」について”・授業に限って言うならば、教師側がその都度、申請しな

くてよいとわかった。費用を学生1人につき、というのもわかりやすい。”

- ・運用指針の「授業」の定義などについて、理解を深めようと思った。
- ・著作権法 35 条による授業での著作物利用は動画や音楽も含むあらゆる著作物が対象となること、適正利用の範囲は個別のケースごとに授業上の必要性和著作権者の利益を勘案する必要があること（一律のルール化は望ましくない）、といった辺りについて理解が深まりました。
- ・補償金の額が想像より安価であったこと。
- ・今後は質の高いオンライン授業が求められており、その基盤として、補償金制度があること。現状では、何ページや何%といった数値で「必要と認められる限度」を決定するのは避けるべきで、実践・事例を積み重ねて、結果として指標が出るのが望ましい、という見解がとてもわかりやすかったです。
- ・利用範囲など具体的な例を示しながら説明されていたのでよく理解できました。
- ・制度創設の経緯・補償金額の認可の概要・補償金の分配スキームの概要についての内容
- ・今回の改正が、授業目的の公衆送信において、著作権者の権利の一部を制限して、利用しやすくするための改正であり、権利制限を補償するものとして、公衆送信補償金制度ができたということがようやくわかった。
- ・客観的視点の大切さについて。
- ・著作権法についての情報が更新されてよかったです。利用料を払ったら、どのように使用してもいいというわけではないことを学びました。
- ・著作権法第 35 条の「必要と認められる限度」がどの程度までなのか、判断が難しいと感じていましたが、「なぜ必要か客観的に説明できる」ことと、「著作権者の権利を不当に害しないかどうか」という 2 点が判断のポイントであることが分かり、大変参考になりました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の概要については理解することができました。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の適用範囲や概念（及び法制度の状況）
- ・「授業」の範囲など、指針の周知と徹底を図らなければならないことについて、改めて感じました。「サンプル調査」について、詳細は検討中であることが分かりましたので、引き続き注視しつつ準備していきたいと思いません。
- ・授業目的公衆送信補償金制度の概要について大まかに理解できました
- ・オンライン授業での資料を考慮した著作権の制限の新しい解釈
- ・制度の意義や権利制限対象、授業目的公衆送信補助金制度の意義など
- ・改正著作権法第 35 条のポイント
- ・35 条のポイントとして、新たに権利制限の対象になったこと、・新型コロナ対策として急に動いた部分と、従来から目指していた内容について。
- ・新しい発見はありませんが、これまでの経緯から本格実施の内容まで整理してご説明頂いたので、より理解が深まったように思います。
- ・授業目的公衆送信補償金制度について制度の背景や詳しい内容をわかりやすく説明いただき、理解をより深めることができました。特に印象的であった点は、著作物を扱う上での「必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害するか」に関する説明です。イメージがしにくい文言で、どの程度までが許される範囲であるか疑問に思っていましたが、今回の講演で利用者と権利者双方のバランスが大事であるという事がわかりました。利用する側としては著作物を使う上でその必要性を客観的に説明できるように常に準備をしていきたいと思いません。また、この部分に関しては、今後制度が本格的に始まってから具体的な数値等の追加も考えられるとのことでしたので、今後も制度の動向に注視していきたいと思いません。この度はお忙しい中ご講演いただきありがとうございました。

- ・私自身が著作権についての知識をあまり有していないことから、基礎・基本となる知識を再確認をすることができました。
- ・今回の改正で、どのようなことが懸念点として挙がってくるのかがよく分かった。
- ・運用がはじまると、教員側の「著作物使用作品リストづくり」におそらくかなり時間をとられることになるであろう心配がでてきた
- ・現状では、その年度の授業アーカイブを作成し、それらを長期保存し、学生が後々まで視聴できる場を提供することは非常に難しいということがわかりました。
- ・教員現場での著作物利用、配信制度の沿革。授業での利用は、教師からの配信と、ゼミなど学生からの配信に対応すること。
- ・授業目的公衆送信補償金制度については、学内全体で取組む必要があること。

## 2. 本日のセミナーで、よくわからなかったこと、疑問に残ったことがあればお書きください。

- ・図書館での対応
- ・当然ですが、「必要と認められる限度」および「利益を不当に害していない」の判断基準。運用しながら共通認識ができてくると良いのかな、と思いました。
- ・これからの制度の運用によるが、補償金はクリエイターにきちんと払われるのか。
- ・利用者の判断に求められているあいまいな部分の回答を例としていただければと思いました。図書館に回答を求められるような気がしてならないので、例を公表していく仕組みが欲しいです
- ・大学図書館と学務関係部署の役割分担、学内教員に周知すべきポイント等の細かい運用面について、他大学の検討状況などをさらに知りたいと思った。
- ・まだ検討中のことも多いことがわかりました。早めに細部も詰めていけたら有り難いです。大学教員が高校の教室の中で実施する模擬授業も最近はオンライン化されていますが、それも同様であるということでしょうか？ 昨年配布された文書ではそういう理解だったと思います。
- ・質問に答えていただけただけなので特になかった。
- ・大学のメンバー限定のムードのようなシステムは、そもそも受講者が限定されており、かつ大学内で検索して得られる資料（文献や新聞記事）などは、授業に必要な分として、積極的に掲示してよい、と理解したのだが、その点、あまりはつきりとはおっしゃっていただけていない印象を受けてしまった。
- ・3年毎の見直しがどのように行われる予定なのか気になります。
- ・補償の守備範囲
- ・第35条と例えばデータベースの契約事項の優先度について（各ベンダーの判断、まだグレーな部分も多いと思います）
- ・当面、利益を不当に害する利用かどうかの判断を行ってくれる窓口が必要なのでは、と思いました。
- ・外部サーバーを経由していると判断する基準は？Google classroomに授業資料をアップした場合は、該当しますか。
- ・教員に対しては手続き不要となると、学校からのやるべきこと、例えば教員に対する利用方法の説明など、具体的な段取りがまだはつきりしない感じです。
- ・個別のケースについては解釈が揺れるのではないかと思います
- ・授業目的公衆送信保証金制度がカバーするものがどの範囲で、それを誰が担当してくれているのかについて各大学でしっかり行っていないと危ないなと思いました。（何が良くて、何が悪いのか、いまいち明確にわからなかったです）例えば国家試験にかかる教育について、2年生で教科書を買わせてその教科書に基づいたオンデマンド授業をしているのだけれど、4年生の国家試験前に復習することができないなど、学生に対してもしっかりとオリエンテーションをしなければならない。録画したものを個人ユースすることは違反にはならないのだろうか？
- ・授業準備あるいは授業後において、教員が「SARTRASが補償金の分配先を特定するために使うと思われる、使用申請/報告に関わる作業」はどのようなものになるか？（例えば、指定のExcelファイルがあり、誰の何の本の何ページからどの図表をしようとしたとか、誰のどのURLからどのイラストを使用したとか、などの一覧作成など）
- ・サンプル調査についてなどまだ検討中が多いことが気になった
- ・サンプル調査がどうなっているのか知りたかった。分かっている範囲まででよいので…。
- ・補償金の分配について透明性が担保できる仕組みとなっているのか曖昧である点
- ・「運用指針」で検討中の事項について、実際に、今、どのように対応すべきか、考え方をしめしてほしい。公的機関では、法に触れることを危惧して、疑わしきは使わない選択が求められがちなので、可能な範囲が示されると助かる。
- ・すでにリタイアしていて、関わっているのがNPO法人での講習会講師です。講演会のパワポでの利用について、次年度の準備の過程で調べ、確認しようと考えています（2020年度はZOOM利用でした）。
- ・補償金の支払いについて、大学生1日当たり720円、これはどこから支払われるのか？
- ・やはり、ケースごとの難しさを感じました。
- ・最後の方の質疑応答でようやくなんとなくわかったのですが、全部利用、一部利用、引用の区別がつかずにず



っとお話を聞いていたことに気づきました。(講演の最初の方で従来の「引用」とは別と一言添えていただいていたにもかかわらず)今でもあまり整理がついていません。

また、質疑応答では「全ての著作物への権利制限」についてよくのみこめていない質問が多かったように思います。

・QAセッションで教育課程の絵本(資料として)の扱いのくだりについて。対面であれば大学図書館に複数冊入れておいてそこでグループ活動などしながら回し読みして比較分析等行えるため、100冊近い本(資料)を扱える。これがオンラインでは利益を不当に害すとなると、質を落とさず同じ作業を行うことはできない。状況による判断は当事者、担当者間でもなかなか難しい。

・結局補償金があっても使わないかもしれないと思った。大学全体で意識を高めないとなかなか積極的に利用しようとはならなそうな印象であった。

・現在「運用指針」に定められておらず検討中の事柄の先行き。

・指針の読み方がよくわかりました。

・「教育」活動はどこまで含まれるのでしょうか？

例えば、オンライン講義を自由に選択して受講する場合、各研究科でダイジェストの講義を数分間、ホームページで公開するようなケースが考えられると思います。また、大学院の研究室選びなどでは各研究室の研究紹介の動画などがアップロードされています。欧米の大学院では当たり前前に引用を含めつつの、洗練された動画配信を行い、世界中の学生にアピールしています。著作権法における日本の「教育」の定義はあまりに狭すぎて、古すぎて、グローバルスタンダードからはほど遠いような印象を受けるのですが、、、？

・図書館のスタンス

・学外の学生も視聴・学習できる、いわゆるMOOCのようなプラットフォーム内で大学としてコースを作成する場合の使用著作物(映像・音声等も含み)については、検討中ということなのかと思うが、この補償金の範囲内に何が入るかということはある程度の目安は出てくることになるのか。そうした教材に引用する時に映像などでいわゆる「写り込み」の問題(物であれば著作権、人であれば肖像権)かは、補償金の範囲の検討に入れられているか。

・まだ、35条の改正に関わる授業目的公衆送信補償金制度について漠然としているが、再度、レジュメを拝見させていただき、また、平成3年度4月からの運用指針を読み込みたいと思います。

・授業担当者が説明責任を負うという点と、図書館としてどこまでコミットすべきか、というところのバランス。

・教員が迷った場合に相談できる機関・窓口があるか、学内に設けるべきか(35条が改正されても、迷ったら利用をやめてしまう恐れがある)。

・35条の権利制限で利用した著作物の記録について、まずは教員が控えておく必要があるが、教員自身がどこまでできるか疑問。”

・「図書館は積極的にコミットすべき」、「コンテンツに関わる仕事は図書館で」は分かるのですが、経営サイドが図書館から専任職員を減らし委託化に向けていっている現状では、理想と現実のギャップをどう埋めるかが難しい問題です。

・徴収した補償金の配分について、「権利者への配分等」を公表していただきたい。

・運用指針はどうしても曖昧にならざるを得ない部分があるということを良く理解できました。授業担当者が合理的な説明をできるようにしなければならぬことを先生方に周知していく必要があると認識しました。

・なるべく負担のかからない方法でサンプル調査をするとのことですが、具体的に調査方法がイメージできなかった。

・著作権者の権利に対する補償金であることは理解したが、それに付随する権利にたいする考え方。

例えば、書籍の出版元等。

・結局のところ、様々な判断は説明がつくかどうかで教員に任せられるという点が、(そのようにしか答えられないのだと思うが)実施側としてはモヤモヤが残った

・パワーポイントなどに掲載することに関する定義が漠然とあるようですが、定義というか線引きが難しいと感じました。

・専門用語(著作権関係?)が多く、結局どうなのかよく分からない部分がありました。申し訳ありません。

- ・補償金の支払いはいは具体的にどのような徴収方法なのだろうか？
- ・本制度を利用した場合の、報告などで各大学が何をしなければならないかを、早めに示してもらいたいと思います。
- ・著作物の利用目的や全部利用や部分利用のところなど主観的ではなく客観的に説明できるかどうかの部分
- ・LMS 等で配布する教材の場合、当該年度の受講者が当該年度中に閲覧できる状況：OK、受講年度外に閲覧できる状況：NG、とのことでしたが、「授業実施日から XX 日は公開」と設定して、当該年度後期の授業資料を翌年度前期の途中まで閲覧できる状況も NG にあたるのでしょうか。質疑応答を聞き漏らしてしまった部分があるため、質疑応答と重なる質問でしたら申し訳ございません。
- ・サンプル調査が教育機関の負担にならないように、とのことだったが、具体的な負担とは何かよくわからなかった。
- ・補償金の徴収や分配が今後ともなってくると考えると、利用実態の把握が極めて重要になるにも関わらず、その方法が曖昧なままであることには違和感を覚えた。無理のない範囲でサンプル調査を依頼されることになるという程度しか、まだ SARTRAS も表明していないということではあるが、実態把握のために相応の負担を求められることになることを懸念する。
- ・著作権自体が難しいので今回の資料をもっとよく読んで理解を深めます。
- ・利用者としては、どの程度であれば大丈夫なのかという指針を明確にしてほしいというのが正直なところですが、なかなか一概に言い切れない、また言い切ることが果たして良いのか、という問題があることはよくわかりました。が、やはり「客観的に証明する」というのは、難しく、著作物の宝の山を管理する図書館としては、利用者たる教員にどの様に説明したらよいのか、悩ましいです。
- ・SARTRAS からの公表がない段階なので仕方ないかと思いますが、利用実績調査について、詳細とミニマムの対応などについて確認したかったです。
- ・著作権運用に事例特集により、理解をさらに理解を深めたい
- ・セミナーを受講した後も、所属機関の教職員に説明する際、『授業のために必要と認められる限度』について具体的に説明することが非常に困難だということを確認しました。正直、「引用」もどこまでを引用と言うものなのか、分かりません。
- ・4 月以降に向けて、事前準備で千葉大学でどんな取り組みをしているかを知れたら、さらに良かったです
- ・オンラインを前提とした、教科書・専門書出版のビジネスモデルの見直しが必要なのだと思うし、それは出版社自身が考えるべき事とも思うが、「出版社はどう考えているのか？」「研究者＝著者はどう考えているのか？」について、コストを含めた具体的な検討がどうなっているのかを疑問に思いました。コロナ以後で大きく見直しが進んでいるのではないかと思います。
- ・適応される範囲として公開講座とか、教師がいる・いないの違いの所が理解しきれなかった。
- ・所属大学が SARTRAS に届け出をしているかどうかを大学 HP で探してみましたがよくわからなかったため、SARTRAS 側で届け出済み機関の一覧公表の検討をしていただけないかと思いました。
- ・どの程度からが「著作権者の権利を不当に害する」かの判断がやはり難しいのではないかとということ。
- ・補償金制度を補完する「ライセンス」について、具体的な例が少なく、よく理解できませんでした。
- ・35 条の運用に関して：必要と止められる範囲は、(わからないや疑問という言葉は該当しないのですが) 基本的に今までの著作権と同様の考え方だと思います。ですから時に(当事者や関係者が条項に照らし合わせて考え抜いたとしても) 専門家(これは講師の言われる：図書館はある意味著作権に関して専門的知識をのレベルを超えた) の判断、例えば法律家とか弁護士に介入してもらわないといけない事も起こりうるのだろう、と心に残りました。
- ・許諾が必要かどうかの判断は、どこの部署へ聞けばよいのか。判断を誤って無許可使用していた場合、どこからどのような指摘を受けるのか。その責任は大学が負うのか、使用者個人が負うのか。
- ・質疑応答で疑問が解消されなかったこと。
- ・制度の利用状況を調査する方法や、いわゆる「コースパック」の取扱いや「ライセンス制度」などの新しい制度について、どのような内容になるのか具体的な説明がほしかったです。
- ・セミナーの途中で退席せざるをえなかったため、「引き続き検討する事項」の前後の部分を聞けず資料のみで

確認していますが、この部分は先生がお話しされたことをお聞きしたかったです。

- ・利用者～権利者間における SARTRAS の実務的な役割（係争回避や係争時の立場など）
- ・所用のため参加することができませんでした。申し訳ありません。そして非常に残念です。後日動画配信等あれば有難いです。
- ・LMS での配信のあたりが理解が追いつかず、なぜ授業期間終了から大幅に経過した場合制度が適応されなくなるのかよく分かりませんでした
- ・著作物利用時の利用料の支払い、その確認の仕組み
- ・質問の回答で図書館に【コンテンツ】サービス支援をすることになっていくことが良く理解できませんでした。本学の場合はシステム課がありますので、【システム課】でのサービスや支援の業務を行っているのですが、これからはひとりに1台のパソコンや共用が無くなっていく可能性が高い故、図書館にコンテンツサービス支援はなくなっていくのでは...むしろダイバーシティーにむけての支援やサービスが必要なのではと...
- ・今回のセミナーは素晴らしかったです。大学組織内での情報共有や啓蒙活動については、かなり疑問があります。私の学校の例ですが、「保証金制度」についての文科省からのお達しは、庶務係長から全教職員に下りてきました。著作権と無縁の人たちはちんぷんかんぷんで、平気でスルーしていました。内容を読んだはずの管理職も「なんか、お金がかかることになるらしいね」という程度の認識で、非常に心配です。
- ・質疑応答の中でお話がありましたが、LMS 等でのオンデマンド配信による授業形態の場合、著作物を含むコンテンツは年度内程度で削除した方が良いとのことでしたが、今後、大学として体系的な授業編成を行っていく上で、学生が過去に勉強したことを振り返りたいと思う場面が考えられると思います。その際には、LMS にアーカイブとして掲載されている講義動画や資料は非常に有用だと思いますが、著作物に関するもののみ個別に削除する必要があります。大学として、その徹底と管理が難しいと感じていますが、良い方法があればご教示いただければと存じます。
- ・サートラスの運用がもう少し明確になれば、大学として事前に準備することがわかるのではないかと感じました。
- ・現場での運用、管理の仕方。例えば、必要性との関係で、(従前から可能である)引用や URL を越える視聴の際、提示記録などを作成するのか？
- ・教育機関が行う著作物の利用実績の把握方法、サンプル調査方法は、教育機関の負担にならない程度ということだが、それでクリエイターの方に公平に使用料が配分されるのか、疑問だ。

3. 大学における教育・学修支援の在り方についてのお考え、教育・学修支援のために必要と思う資質・能力、また、教育・学修支援のご所属先での取組事例やご存知の特徴ある事例などがあればお書きください。

- ・情報収集、ICT の知識等
- ・本日の講師のご講演でもおっしゃっていましたが、本来の「あるべき授業」を提供するように教育機関が真摯に取り組むことが、「まったなし」になっていると思います。
- ・あらゆるコンテンツに関する知識。実務に落とし込む能力。
- ・学生の立場に立って物事を考えられる共感性。
- ・立命館大学図書館では、アカデミックライティングのサポート部門と連携して、レポートの書き方に必要な、文献引用、本の読み方講座などを行っています。まだまだ未熟ですが、これからも勉強し、学習支援に携わっていきたいと思っています。私の関心事と重なる、素晴らしいタイミングでのセミナーのご案内、大変ありがとうございます。
- ・図書館としては特に行っていないです
- ・オンライン授業を学生が受ける端末やネットワーク環境への補償が必要だと感じる。
- ・ビデオ教材を購入して、対面で授業で映写して用いている。これらを、オンデマンド配信またはライブ配信する際に、どのような方策（違法ではない方法で）が可能なのか、技法的・手続き的に可能なのかご教示いただきたいと思っています。
- ・学修支援は、厚生補導まで含めて考えていかなければならないと思います。
- ・自分と、学生、教員、教材との関係を瞬時に判断し推論する能力。言い換えれば、関係を構築するのではなく、今ある関係を見抜く。
- ・図書館員としては教育学的な知識が必要と感じています
- ・授業の実施については、オンライン、対面のどちらでも対応できるファシリテーション能力が必要と感じています。
- ・学生の主体性を養うための教授方法をみにつける。
- ・オンデマンド授業では一方的になるので、クイズや課題を出しておき、それに解答させるような授業をしている。できるだけ学生に考えさせるような問いかけを行うようにしている。ディベート、AL の良い点をオンラインでも取り入れて実施している。
- ・学生に対してオンラインで学習サービスや語学文化交流イベントを提供している。それらは教員が企画し運営しているものもあれば、学生が企画し運営（教員、職員サポート）しているものもある。著作権に関してはイベントの前に全て確認をし、違反がないかチェックをしている。
- ・今年度問わず大部分の授業が遠隔となった結果、学生の特性によってこれまで抱えていた学習の困難さに対して遠隔授業が効果を持った事例を見聞きしている。平時ならオンライン：対面＝3：7 という話があったが、この流れはもう引き返せないもので、効果の高いところに質の担保された遠隔授業の準備が必須と思われる。
- ・千葉大学アカデミック・リンク・センターのような、教育を支援する組織、専門スタッフの存在が一番必要だと思います（外部から見ただけですが、うらやましいです）。これからは周年事業で箱物（校舎）を作るより、ソフト面、コンテンツの充実に予算を振り分けるべきですね。
- ・オンライン授業については、IT だけでなく C のコミュニケーションが大切で、黒板がタブレットになっただけでは意味がない。メリットは、人前の発表は不安という子も頑張れた、離れた人と会えるというアドバンテージがあった。学生の立場では、去年は突然の変更で大変だったが、若者的には趣味でやっていたことに社会がついてきただけで、操作になれていない教師や社会人がツールをうまく使えていない。学生は準備ができていた。授業の在り方と教師の認識を変えれば、学生は良く学べる。
- ・著作権などの法的な知識は、理解しておいた方が良い、と思います。

・産学連携プロジェクトで URA 業務をしています。大学院 RA も雇用していますので、企業のスタンダードと大学のスタンダードのギャップをいつも感じています。オンライン活用についても、「教育・学習支援」の日本の範囲があまりに狭くて、例えば、ホームページで動画配信する際に、解釈がややこしいものが多すぎて、大変不自由です。2008 年頃に東大内で単位として履修できる学内のオンライン講義の構築に携わりましたが、その頃からあまり法整備が進んでないような印象を受けています。2020 年のコロナで一時的な先駆的対応をしたのかもしれませんが、もっと飛躍的に、グローバルスタンダードで法整備を急がないと、どんどん日本の大学が置いて行かれそうです。よくある全世界ランキングで日本の著名大学でも評価が下がっている要因のひとつではないでしょうか。ぜひ、柔軟な発想で、今後数十年の IT 革命と並走できるような著作権法の更新を期待いたします。

・授業を録画、カタログ化し、オンラインでオンデマンド視聴できる OCW、および学外、海外へ向けての MOOC 化したコンテンツもすでに稼働しているが、コロナ禍で、授業そのものの多くがオンライン化し、教員側・学生側双方のニーズからも、ハイブリッド化授業の方向に挑戦が続いている。コロナ以降グッドプラクティスの調査・紹介も進んでおり、よりよい授業づくりの模索が来年度を見据え各部局で続いている。

・やはり、教職協同の両輪で取組みをしなければすまいません。また、職員もマネジメントするだけの力をつけなければならないと思います。

・学生の自学自習を支援することが理想であり、また、自学自習ができるように支援していくのがあるべき形と考えています。学内での取組事例としては、学生が留学相談に来た際には、留学斡旋業者を安易に進めるのではなく、留学はプロセスであることを説明し、自分自身で留学手続きが行えるよう、情報提供や必要なアドバイスを提供していくなどです。また、このような姿勢で学生相談に対応するよう、学内に向けても発信しています。

・教員も職員も、自分の持ち場だけでなく、他部署担当者や、他科目の教員などと、協力・協働できる能力が最も必要だと思います。

・所属校であるサイバー大学は全ての授業をオンラインで行っています。教員のコンテンツ制作支援・授業運営支援、学生の学修支援・生活支援のほか、学内事務のあらゆる大学運営を現状は完全テレワーク型で行えるように整備しています。

・音楽教材の著作権の管理について

・大学や時代の流れを大きくとらえた教育

・現在、図書館で行う情報リテラシー教育支援につき、オンライン教材を提供しています。各大学図書館では様々な工夫をされていることかと推測します。コロナ禍での情報リテラシー教育支援取り組みの事例を持ち寄るなどのオンラインワークショップがあるといいのではないかと思います。

・オンライン授業が中心になる中、どの大学でも更なるインフラの整備が重要課題となっていると思います。本学でも e-learning ストリーミングサーバの増強等を行い、全学生に対して問題なく情報配信がされるよう取り組んでおります。また、学生間のコミュニケーションを対面同様に取れるような工夫を模索中です。

・誰のために教育・学修支援を行うのか？、学生のためなのか、自分たち（教員）のためか、世間体のためなのか、文科省や上の人に言われたからやるのか。よく考えないと。

・SA（スチューデント・アシスタント）制度を取り入れているのですが、このコロナ禍ではほぼデジタルネイティブの SA 学生が ICT サポートとしておおいに活躍してくれた。

・学生のために大学職員として何ができるか真剣に考えて教育・学修支援をするという姿勢がまずは大事だと考えています。

・今回の SARTRAS に関する情報を 3 月のコロナでドタバタしている中で、より早く図書館コミュニティにおいて流れてきて、オンライン授業に際しての教員・学生に対してパンフレットや説明を行うことで、図書館が良い仕事をしてくれているという印象を持ってもらうことができたと感じています。特徴ある取り組みとはいえません

が、教員がオンライン授業を実施するにあたっての意見交換の場に、図書館が参加するよう依頼があり、図書館界から流れてくる情報を迅速に教員に渡すことができ、それを授業に役立ててくださっている教員もいるようです。

- ・継続的に学ぶ、研究する姿勢、情報を収集して発信する事プレゼンの能力、
- ・入手できる情報があふれている現状では、多量の情報を示したり便利な教材の紹介が簡単にできるようになっていますが、これだけでは学生は情報の海に溺れるだけで学修支援にはなりません。

学生主体の能動学修を支援する方法は、従来は対面授業の中でのグループ学習や実習が主だったと思います。しかしセミナー前半にあったように、今後、授業のオンライン化を充実させることで質の高い能動学修の場を個別に提供できるようになることが期待されます。

- ・アンケート調査、それにかかる分析力
- ・「教育・学修支援のために必要と思う資質・能力」、これは職員側と TA 等の支援スタッフで、少し違うと思うが、共通しているのは、被支援者側の考えている事をすくいあげ、言語化する能力だと思います。“障害を持つ人も含めて、とにかく自分で探すというのをサポートできればと思う。その点、利用者が1人の際、書庫で見つからない・高いところにあつて取れない、という時のフォローをどうするか、模索中。

・あと自分が雑誌受入（寄贈も含む）をしている関係で、一見無関係と思われる分野に興味深い内容があるのを発見することもあるので、少しずつでも情報を提供できれば、と思う。”

- ・著作物の利用について、広く大学構成員が理解することが必要。
- ・コンテンツに関わることは大学図書館の仕事と捉える、というお言葉を大事にし、従来の仕事の枠にとらわれず新たな動きに対応していこうという思いを新たにしました。
- ・全国大学職員の最終学歴等は、私立よりも国・公立の低いと教えられたことがあります。（現下の事情とは異なるかもしれませんが）これは採用：公務員試験に関係すると聞きました。学歴偏重と捉えられると困るのですが、高等教育が何かをまず事務方が理解していることが大切だと思います。セミナーに関連して、図書館員の資質に関しては従来の司書過程で図書館員なった方だけでなく、プログラマーや映像クリエイターの方も図書館には必要だと思います。つまり図書館の構成員として事務員・図書館員（司書）という構成ではこれからは無理なのではないでしょうか？

・高等教育では、教員が教える授業だけが学習ではない。自ら学ぶ、仲間と学ぶ過程で、このオンライン状況下では著作権法のために多くの障害があった。学生に著作権の利用法についてレクチャーするが、正直なところ学びの幅を狭めていると思う。学生のモチベーションを保つ必要があり、大変だった。

・NDL デジタルコレクションの家庭向け送信や、図書館間での公衆送信など、今後も著作権法が改正されていく中で、今後さらに著作権教育は重要になっていくと思います。特に大学では著作物を生み出す場でもあるため、著作物を適切に利用するための教育だけでなく、著作物の権利保護についても学ぶ機会を提供する必要があると思います。

- ・昼休憩時に学内有志でオンライン授業良好事例や学生フィードバックなどの情報交換を行う場を設けています。
- ・授業のオンライン配信や、各種ツールを利用して学生と双方向のコミュニケーションをとる方法など、専門の教員が学内で FD をやってくれました。それでも、パソコンが苦手な教員にはハードルが高いです。大きな大学が教員を支援するために用意した Web ページなども検索して、勝手に参考にさせていただいています。

ALPS セミナーのカリキュラムがそのまま、教育・学修支援のために必要な資質・能力を涵養できるプログラムだと思います。

- ・授業を行う者には、補償金が発生する事例が見極める力が求められる。

#### 4. 本日のオンラインセミナーを受けてみて、ご不便に感じたこと、改善してほしいことがありましたら、ご自由に記入してください。

- ・質疑応答のお時間が少し短いように感じました。ぜひ寄せられたご質問への回答を、後日でも構いませんので一覧いただけますと幸いです。
- ・スムーズだったと感じた。
- ・資料の配布がもう少し早いタイミング（開始の1時間くらい前）であるとありがたい。印刷してメモなどを書き込むのに、セミナー開始後では難しいので。
- ・特にありません。若干、音声聞き取りにくい時がありました。
- ・配布資料は事前にいただけるとよかったです。
- ・Zoomは使いやすく、特に不便な点はなかった。資料配布、アンケートの配布等もオンラインで完結して適切な運用であると感じた。
- ・スライドを配布していただけたのでとても快適でした。
- ・少なくとも再度（もう1回）の繰り返し聴講が可能であると聞き逃した事を確認することができますので、改善して頂きたいと思います。
- ・資料が事前にあるとよかった。
- ・同様の質問について、もう少し整理されていれば、もう少し多くの質問に答えていただけてと思いました。
- ・司会の発言や進行に改善の余地があると感じました。
- ・質問応答の際、司会者と講演者はたぶん同室にいると思います、両方のマイクに入ってたので、聞きにくかった時がありました。
- ・質問を提示して、回答メモなどを示していただくとわかりやすかったと思います。（先ほど回答したといわれてもどの回答？ってなってしまうので）
- ・セミナー資料は事前に見ておきたかった
- ・資料を前もって添付ファイルで送ってもらえるとありがたい。
- ・パワポを前日に配付戴けたら、準備が出来るのですが・・・。
- ・とくに、不便さは感じませんでした。
- ・最初の雑音によるマイク交換も、私はそれほど不快には感じませんでした。チャット等でご意見があったのでしょうか。オンラインでの運営は不確定な要素が多く、事務局の方々は何度やっても大変かと思いますが対面より格段に参加しやすいです。とてもありがたく思っております。どうぞお疲れのでもせんように。
- ・途中回線が安定せず何度か落ちてしまい、本日の資料にありつけませんでした。メールで事前にいただけると助かります。
- ・一方の方がお話しされる時は、もう一方の方はミュートにしていいただければもう少し良く聴こえるかなと思った。司会の方はそれをされていたのでよく聞こえました。
- ・最初音声に問題があったが、マイク交換後は明瞭になった。
- ・タイムリーな話題で良かったです。
- ・最初の音声があまりに小さく、ボリューム調整に苦労しました。ぜひリハーサルで調整しておいていただけると有難かったです。
- ・資料の配付があつて、ありがたい。当日の配布でもよいが、いただいてすぐ、その場でメモを取りたいので、字の詰まり具合にもよるけれども、1画面4枚は苦しいと思う部分もある。1画面2枚程度にできればありがたい。

- ・とても快適でした。Q&Aの進め方も、分かりやすく良かったです。
- ・冒頭と司会者の音声聞きづらかったので、事前にマイク等の確認をしていただけると助かります。
- ・事務局からのチャットですが、同じ内容を投稿する場合セミナー中は頻度を下げてほしいです。
- ・不便に感じたことは全くありませんでした。オンラインでなければ参加できなかったのも、オンラインで開催していただき大変感謝しております。
- ・質疑応答時の司会者の声聞き取り辛く、質問内容が分からない箇所があった。
- ・特に不便な点はございません。以前に貴学の会場でセミナー参加させていただいたことがありますが、オンライン開催により非常に参加しやすくなりました。開催側のご苦労も色々あるかと存じますが、アフターコロナでも是非継続いただければと思いました。
- ・質疑応答は何度かやりとりできる形式がいい。
- ・途中で音声が途切れてしまい聞き取れなかった点
- ・途中で疑問が挟めるといいなと思いました。
- ・学内 IT 環境の影響をうけるということ、オンライン故に集中してお話を聞けなかった
- ・配布資料は前日で構わないので、事前配布していただけるとありがたいです。
- ・司会者の質疑の運営方法？、事前に質問内容を整理しておくべき、同じ内容・主旨の質問が繰り返された
- ・質疑応答の部分では、司会の方と回答者のやりとりがもう少し欲しかった。回答に対してもう少し突っ込んで聞いてみるなど。
- ・今まで、開催地が自身の居住地から遠い場合は参加を躊躇していましたが、オンラインセミナーということで、参加しやすかったです。
- ・質疑応答の際、司会の音声が聞こえにくい状態になっていることが多く、元の質問が聞こえていないので回答が聞こえても理解しきれず、という状況になりました。タブレット端末で受講しており UD トークの展開もできていなかったため、可能であれば、質問は画面共有などにより、文字で表示していただきたかったです。
- ・司会の方の視線があちこちに行くことがとても気になった。
- ・物理的な制約なく受講できる点は非常に便利で、今後仮に情勢が改善されても、この形態のセミナーを続けてほしいと感じます。
- ・オンラインで職場にいながらセミナーを受けることができよかったです。
- ・質疑応答により多くの時間をとっていただけたら有り難かったです。都合により、講演後の質疑応答の時間にはほんの少ししか参加できなかったのが残念です。
- ・音声が少々聞きづらい点がありました。
- ・後日のVOD配信があると素敵だと思います。
- ・当日の配付資料、CCであれば、学内で情報共有できるのですが。。。
- ・後半の質疑応答は、ウェビナーによる一方向ではなく、Web会議システムでの双方向の質疑ができれば、よかったですと思いました。
- ・資料がいただけたのはよかったです。参加時ではなく、もう少し事前にいただくと資料にメモをすることができたと思います。
- ・最後の質疑で取り上げられた質問は、どのような手順で選ばれたのでしょうか？多く寄せられた現場の声なのかもしれませんが、このセミナーの方向性「授業目的公衆送信補償金制度」や、著作物を活用した今後の授業、学習のあり方について考える」というところに届いていない実務的な質問ばかりで、拍子抜けしてしまいました。たしかに、会場からの声に応えることは必要だと思いますが、文化庁の実務者研修とは異なる色合いのセミナーだと思いますので、そのあたりにもコミットするような質問があれば取り上げてほしかったです。



- ・音声の聞き取りづらはさは途中で改善されたので良かったと思います。
  - ・特にはなかったです。職場のPC上で参加できたので、むしろ便利だと思っています。
  - ・障害のため、耳だけで理解するのが困難で、資料のPDFを後で読み返そうとしたら出来ず、大変困った。(私の場合、「資料を読む」のみ、「話を聞く」のみ、の2段階をしないと理解できない。)
  - ・思ったより快適に受講できた。プリンターを接続しない状態でアクセスしたため、配布資料を印刷することに手間取った。
  - ・特に不便は感じませんでした。音声もとてもクリアで聞き取りやすかったです。
  - ・不便に感じたことは特にありません。
  - ・質問内容を読み上げる際に少し聞き取りづらかったが、途中で解消されたので、それ以外は特に問題ありませんでした。
  - ・質疑応答のやり方。質問はしやすかったが、回答が不十分でしたし、冷たい印象がありました。
  - ・事前に資料を配布していただけると助かります。
  - ・セミナー自体については問題ないと思いますし、音声にも配慮いただいていたので受講しやすかったです。問題点といえば、受講中に退席せざるをえなかったりしましたので、もう少しこちら側の受講環境を整えた上で受講すべきだったと反省しております。
  - ・他参加者のかたからの質問を読み上げていただきましたが、一部聞き取れずにおりました。難しいと思いますが、画面に文章などで表示いただけると更に理解が進んだかと思います。
  - ・質疑応答時に、司会の方の音声が発音して聞き取りづらかったです。音声だけでなく、文字でも質問事項が読めたらありがたかったです。
  - ・質疑応答の質問内容をチャットにて教えて頂けると幸いです。記録用としての収録をさせていただければ幸いです。
  - ・発信者と受信者双方の設備環境が違うため、安定して受講が出来ない場合がある
  - ・(受講する側の都合ですが)出張しなくてよいのがラク、という面もあるかも知れませんが、どうしても職場で受講していると、専念できない事態が避けられず。アナログですが、対面で受講したいなーと思います。
  - ・序盤について、若干マイクの入りが悪いようでしたが、途中でマイクの変更をさせていただいたおかげで、はっきりと聞こえるようになりました。
- また、最後の質疑応答について非常に有用な情報ばかりで、メモをしていたのですが、聞き逃してしまったり、もう一度聞きたい部分もあったため、もしよろしければ後日共有等していただければ幸いです。
- ・特に不便に感じることはありませんでした。
  - ・もう少しゆっくりとしたペースでお話していただければ幸いです。メモをとりながらですと老眼のわが身にはなかなか厳しい部分がありました。

## 5. 本日の内容について等、その他、自由にご意見をお書きください。

- ・貴重なお話を聞けました。ありがとうございます。
- ・非常に勉強になりました。ありがとうございました。
- ・資料を見るだけでは理解できないので、ありがたかったです。
- ・勉強になりました。ありがとうございます。
- ・質疑応答について、休憩時間中にある程度内容を精査し、同じような質問ばかりにならないようにしていただけると良かったかと思います。
- ・わかりやすく勉強になりました。今後の動向にも注目していきたいですが、なかなか個人では情報も追い切れず、またこのような機会があるとありがたいです。
- ・大変勉強になりました。オンラインでなければ受講できませんでしたので、今後もオンラインでの配信を継続いただければと思います。
- ・参加させていただき有難うございました。ZOOMでのセミナーなど対応も大変だったと思います。しっかり内容を伺えて良かったと思います。
- ・図書館員は、利用者が必要とする情報の入手方法だけでなく、利用についての周辺情報も熟知しておく必要があると考えます。
- ・芸術学部（映像系）で学生に作品を見せるとなった場合、全編見せなければ意味がない場合があり、今年度は全編を見せる授業は開講できなかった。また、部分を見せるためにも、リップングなど違法な行為が介在する可能性があるため難しく、パブリックドメインの映像ばかりをしようすることになってしまった。現在のオンライン授業では制約を強く感じる。
- ・権利者と利用者のバランスを持った対応ということについて、よく理解できました。しかし、肝心の教員がそのバランスを欠いているケースがあり、授業で使用するなら全コピーも可能では？みたいな問い合わせが来たりします。それは趣旨にあわないからやめてくださいと説明しても中々聞き入れない教員がいてこのガイドラインとは関係ないですが、困ったもんだとなる場合があります。
- ・難しくはあったが、検討の方向性は参考になりました。
- ・大変分かりやすかったです。本日はありがとうございました。
- ・遠隔授業が主流の中、教員からも問い合わせを多々いただきますので参考になりました。是非とも先生方に聴講いただきたいセミナーでした。質疑応答が参考になりました。来年度このコロナ禍で特例措置はどうか注視していきたいと思います。
- ・重要なポイントが理解できて参考になりました。
- ・ビデオ会議で開催いただきましたので、遠方からでも参加ができ、大変有り難く思っております。また機会がございましたら、授業目的公衆送信補償金制度のセミナーを開催していただけますと大変助かります。
- ・参加者からの質問を聞いて、令和3年度版の運用指針が余り理解されていないように感じました。大学図書館関係者の質問は、いわゆる他力本願そのもので大学図書館の将来について不安を覚えました。
- ・大変勉強になりました。
- ・著作権コンサルタントのような専門職員をおくのが望ましいのだろうと思った
- ・非常に勉強になりました。
- ・教育機関のサンプル調査についての負担が大きくなれば、授業目的公衆送信補償金制度が破綻してしまうのではないかと思います。
- ・無駄のない、分かりやすいセミナーで、勉強になりました。ありがとうございました。

- ・講師の「学内で、教育・学習コンテンツに長けているのは図書館職員である」という言葉は、大学図書館職員へのエールであり、期待（発破）だと受け止めました。電子資料だから情報部だとか、教育に関することから教務ではなく、「図書館が積極的に関わる」という姿勢を持ち続けたいと思います。
- ・大変勉強になりました。これからの授業設計に生かしていきます。ありがとうございました。
- ・セミナーに参加させていただき、ありがとうございました。
- ・待ち時間の間に映しているスライドに資料 URL を記載して公開していただけたらもっと助かりました。始まってすぐにチャットで共有があったと思うのですが、URL をブラウザにコピーしたり、メモを取りたかったので印刷（自分用しか印刷していません）していたりしたら、最初の数分の講演を聞き逃しました。
- ・非常にわかりやすく、インフォーマティブなセッションでした。ありがとうございました。
- ・なかなか難しい内容なので、個人でもシェアしていただいた資料や文化庁の資料をもう少し読み込む必要があると感じた。しかし、今回がきっかけでさらに理解が深まったので大変いい機会を設けていただいたなと思った。
- ・運用はかなり柔軟性のあるものと感じた。補償金は弊社の規模で 450 万円/年ぐらいになると思われるが、各大学どのような対応になるのか、また配分についてもどの様に行われてゆくのか関心を持って見てゆきたい。
- ・問題のポイントが良くまとめられており勉強になりました。
- ・前のオンライン会議が延びてしまい、途中からの参加となりました。講義で紹介された、文化庁の報告書などを改めて確認してみます。このような研修を開催いただき感謝します。著作権法 35 条の拡大・逸脱解釈に慣れてきた教員は、「不便になる」とらえている気がします。と、ともに、教育のための国家予算の乏しさも背景にあるでしょう。聞き損なった部分なのですが、補償金がどの程度妥当性のあるものなのか（個人的にはもっと高額かと思っておりましたので）、今後の運用に注目します。
- ・資料を公開していただけると、大学関係者の理解も深まります。
- ・今回の授業目的公衆送信補償金制度の施行により、学生がより深い学びの機会を得られ、知識を獲得していくことができると思いました。
- ・大変勉強になりましたので、ぜひもっと回数を増やして、定期的で開催して下さい。今日は本当にありがとうございました。
- ・質問への回答は、Q&A の形で、文字にまとめていただければありがたいです。
- ・図書館の役割について、その重要性を、それほど意識できていないように思い、自身は MOOC 制作の持ち場にいるが、著作権処理で悩ましい時に、図書館に相談するという流れは全くないのが実情であることを考え、学内での著作権問題の位置づけや、情報共有や相談窓口としての役割を大学内の図書館に期待できないか、確認してみたい。教育における著作権処理の問題については、状況が動いていること、一般的な認識もまだ広がっていないように思うので、こうしたセミナーやフォーラム、説明会の開催を続けていただきたいですし、勉強もしたいと考えます。ありがとうございました。
- ・とてもわかりやすく、役に立つ内容でした。運用指針を読み直して、勉強したいと思います。ありがとうございました。
- ・教務課におり急遽、コロナ下でのオンライン対応をすべく、マニュアルの作成などを担当して参りましたが、一番のネックは、これまでの勉強不足もあり、著作権の質問への対応でした。本日のお話を伺い、これまでに作成したマニュアル等に間違いがなかったことを確信し、安心いたしました。
- ・何回か授業目的公衆送信補償金制度のセミナーを受講していますが、講師のお話はわかりやすかったです。ありがとうございました。

・運用指針を事前に読み込んでいたため、とてもよく分かりました。最後に話されていた教材のパーツの共有化、はまさにその通りだなと思います。例えばweb上で利用したい素材があっても、サイト上のページを分け入って利用許諾を確認するだけでも一苦労です。対面よりオンラインセミナーの方が個人的には疲れる面もあるので、間に休憩が入るスケジュールがとてもよかったです。

・講師には、分かり易いご講演を頂き、ありがとうございました。また、所在地が遠方の為、オンラインで開催して頂いたおかげで参加することができました。併せてお礼申し上げます。

・本日はご講演いただきありがとうございました。長年の著作権者と使用者側での問題が解決し、著作権者に不利とされない制度となればいいと思います。ただ、法人としては毎年の経費が発生することになるため、徴収金額についても検討いただければと思います。

・今後の授業を計画する上で大変参考になりました。貴重なご講演を有難うございました。

運用指針に関して、講師から大変貴重なお話をおうかがいさせていただき、ありがとうございました。運用指針は随時実践事例を積み重ねながら改定されていくものと理解しております。今後も何らかの機会がありましたら、本学としても可能な限りご協力いたしたいと存じます。

・「授業の定義」について詳しいわけではないので、その点についての説明はほしかった。

・オンライン授業にあたり、著作権法の理解に関して迷うことが多いので、相談できる窓口が欲しい

・定期的に行って欲しいです。重要ですが理解したとは言いがたいです。

・もう少し噛み砕いて話して下さると、この方面に明るくなくてもお話についていけました。

・千葉大での具体的な取組事例なども知りたかった。

・枠組み作りの関係者の情報は大変有益でした。ありがとうございました。

・わかりやすいご説明、ありがとうございました。

・実際の判断は難しいと感じた。特に教育学部系の苦労を想像した

・とても勉強になりました。ありがとうございました。

・利用者の立場からの考え方がとてもよくわかってよかった。

・曖昧な理解がされていることが多いテーマでしたので、明快に見解を示して下さったことで、業界内での理解も進むものと思います。質疑応答も多くの内容に非常に明確に答えてくださり、ありがたく感じました。

・コロナ禍は怖いですが、なかなか進まなかったICTが進んだことやオンライン授業によって救われた学生もいるのも事実です。著作権のことをもっと勉強し、説明できるようにしなければと思いました。

・補償金を支払うメリットがあまり感じられなくなりました。なるべく32条「引用」の範囲内でコンテンツを作成した方がよいように思いました。「引用」の判断も大変難しいところですが。

・講師のお話はいつもテンポよくわかりやすいです。今回スタッフ複数で視聴させていただきましたが、館内研修の代わりになり、大変ありがたく存じました。

・貴重なご講演ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

・授業を担当する教員、補償金を予算化する立場の職員からの問い合わせに応じていますが、質問の焦点は本日のセミナーにもありました「授業で必要と認められる限度」「著作権者の利益を不当に害しない範囲」であり、それに対し納得が得られるような回答ができないでいます。セミナーの動画を公開いただけると、その基本的な考え方が教職員と共有でき、個々のケースを検討する機会が持ちやすいと考えます。公開の予定がありましたらご案内いただきたいです。

・ZOOMのウェビナーで個人情報も守られ、視聴環境も安定していて、わかりやすく、よかったと思います。質疑応答もとても勉強になりました。もし、できましたら、質疑応答の記録を電子媒体でいただけますとさらにありがたいです。

- ・参加者は、同制度について、何某かの事前学習をしている方ばかりではなかったのかもしれませんが。しかし、何が原因で実務上の判断を仰ぐような質問ばかりあがってしまったのだろう…と疑問に思いました。著作権法に抵触するかどうか、制度に関わる利用かどうかといったところは確かに重要なことですが、同制度及び著作権法と大学の授業・学習がどのように関わりあい、変化していく可能性があるのか…考えたかったです。
- ・教育における著作権の問題は、①諸外国と足並みをそろえたいが国内で急には難しい、②公衆送信を用いた遠隔授業が世界で急速に拡大し教育法が大きく変わる過渡期である、という背景から、新しいルールが容易にはできない。そのため、補償金制度は始めるものの、具体的な運用については現場の判断に任せるしかないという状況かと思います。それにしても、良いこととダメなことの区別をつけづらく、フラストレーションの貯まるテーマであると感じました。貴重なお話をありがとうございました。
- ・コロナ禍を黒船に例えている人もいるようですが、今回のテーマでもある補償金制度についても、コロナ禍がなかったら、ここまでドラスティックには進まなかったように思います。日本は強力な外圧がないと動かない、と感じました。
- ・マイクのことで恐縮だが、司会進行の人の音声があたたびあがることが多く、聞いていて苦痛だった。それと後でPDFを確認するつもりだったので気に留めていなかったが、一つ一つのシートの文字数が多すぎる。もし後で見られなくなるのならば、最初にその旨を伝えてほしい。最悪、出典がわかればこちらで調べなおす。ただ授業でのオンラインを用いた資料の提供についての大まかな流れがわかったのは収穫だった。
- ・導入部分のオンライン授業の展望について、興味深く拝聴しました。
- ・開始時間前に音楽を流されていたのは、音量確認にもなってよいアイデアだと思いました。その他、web会議開催の参考にしたいところがたくさんありました。ありがとうございました。
- ・私は大学図書館職員ですが、著作権法が、文化的所産の公正な利用と権利者の権利の保護のバランスに留意すべき点という点は、今回の公衆送信の場に限らず、資料の複製を行う際などにも常に心に留めておきたいことだと感じました。普段、ILL業務などで文献の提供をしていると、全体の半分や3か月など数値に意識が行ってしまい、実務的に仕事をこなすだけとなってしまっていました。利用者と権利者の間に立つものとして、資料を公平・公正に取り扱わなければならないと気持ちを新たにしました。
- ・事前にガイドラインを読み込んでいなかったのも、少し理解が難しかったのですが、タイムリーな内容で制度の概要がわかり大変参考になりました。今後、制度が運用されて、問題となった事例など蓄積されたら紹介いただけると、また理解が深まるかなと感じました。
- ・オンラインで大学での利用に焦点を当てた著作権について学べて良かった。とてもタイムリーで良い講演でした。
- ・セミナー開始当初だけでなくマイク交換後も音声聞き取りにくく、非常に残念であった。
- ・質疑で取りあげられた質問について、選別されたのだと思いますが、聞きたいものが多く、ためになりました。
- ・来年度4月から有償での制度利用が始まるので、その前にあらためて制度の内容を知る機会を持つことができました。ご講演ありがとうございました。
- ・オンライン授業の充実に向けて、大変参考になりました。ありがとうございました。
- ・分かりやすく、とても役に立つ内容で感謝しています。ありがとうございました。
- ・非常にためになりました。ありがとうございました。
- ・質問が多いとは思いますが、時間は区切っていただいた方が良いと感じました。
- ・わかりやすく親切な資料をありがとうございました。大切にします！受講者に、著作権について事前に課題を出しておいてもよかったかも知れませんね。(QAで、少し呆れられているように思いました。)

